青森市
こども誰でも通園制度

★ こども誰でも通園制度とは・・・

普段保育所などに通っていないご家庭のお子さんが、**保護者の就労要件等を問わず**に施設を利用できる制度です。

★ 対象となるこども

・申請時点で **0 歳 6 か月～満 3 歳未満**

・保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所に**通っていない**こども

★ 利用可能時間

こども1人あたり　**月10時間以内**

※1時間単位の利用とし、1時間未満の利用は1時間の利用とみなします。

★ 利用料金

各施設において料金を設定

※給食費やおやつ代など、別途実費負担が必要な場合もあります。

←利用申請は
こちらから！

★ 利用方法

1.利用申請

QR コードからシステムにアクセスし、利用申請
→自動で届くURLから申請内容を入力
※利用希望日の前月 15 日までに申請

2.認定

利用申請の内容を市で確認後、認定証・アカウントを発行
※アカウント発行後、自動メールが届きます。

3.事前面談

システムから、利用したい施設へ事前面談の予約
※施設において受入可否を決定後、予約確定

4.利用予約

システムから、利用したい施設の利用日を選択し、予約
※施設において受入可否を決定後、予約確定

5.利用開始

こども誰でも通園制度の利用開始！
※利用当日、施設から提示される二次元コードを読み取ってください。

青森市 AOMORI CITY

【問合せ】
青森市こども未来部子育て支援課　☎017-734-5330

市ホームページは
こちらから

その他必要なお手続きやご案内

キャンセルについて

利用予約後に当日キャンセルしたときは予約時間分の枠が消費されます。

認定の変更・消滅について

変更	以下の場合、「認定変更届出書」の提出が必要です。 ・住所の変更があった ・氏や電話番号その他情報に変更があった
消滅	以下の場合、「認定消滅届出書」の提出が必要です。 ・保育所等の入所が決まった ・青森市外への転居が決まった

アレルギーや疾患について

配慮すべき事項（疾患やアレルギー等）がある場合は、申請の際に、必要事項の入力を忘れずにお願いいたします。
また、指示書や生活管理指導表がある場合は添付をお願いいたします。

施設利用に関する問い合わせ

施設の利用に関する問い合わせは、初回面談にて各施設へお願いいたします。